

事業計画概要書に対する知事意見書

8 松地環第 1 号
令和 8 年（2026 年） 8 月 25 日共和アスコン株式会社
代表取締役 金原 勸 様

長野県松本地域振興局長

令和 8 年 7 月 1 日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する
条例第 35 条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	共和アスコン株式会社 代表取締役 金原 勸 長野県安曇野市穂高牧766番地 1	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処分業の新規許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	○がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）の破碎施設 一次破碎機：安曇野市穂高牧 614 番 15、614 番 16 二次破碎機：安曇野市穂高牧 622 番 3、622 番 4 ○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）の破碎施設 安曇野市穂高牧 622 番 3、622 番 4	
② 廃棄物の処理施設の種類	○がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）の破碎施設 ○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）の破碎施設	
③ 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	○破碎する産業廃棄物 ・がれき類 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず及びコンクリートくずに限る。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	○がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）の破碎施設 400 t / 日（50t/h：8 時間稼働） ・一次破碎機（60t/h：8 時間稼働） ・二次破碎機（50t/h：8 時間稼働） ○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）の破碎施設 16 t / 日（2 t/h：8 時間稼働）	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	—	—
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 安曇野市牧区、穂高上原地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (5)	
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・安曇野市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所を有する者	

	・周辺地域内に事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和 8 年 9 月 25 日 (金) 午後 7 時から (場所) 安曇野市穂高牧 497 牧公民館

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。